

第1回

勝山市上下水道料金制度審議会

勝山市 建設部上下水道課
総務部財政課

勝山市上下水道料金制度審議会の組織及び運営に関する規則

平成25年3月29日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、勝山市附属機関の設置に関する条例（平成25年勝山市条例第13号）に定める勝山市上下水道料金制度審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体の代表

(3) 水道、簡易水道（飲料水供給施設含む。）、公共下水道及び農業集落排水施設使用者の代表

(4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、諮問を受けた日から答申する日までの期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、議長が出席し、かつ現に存在する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(資料提出の要求等)

第6条 議長は、審議のため必要があると認めるときは、当該事項に関し識見を有する者に対し、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

1. 勝山市の公共下水道・ 農業集落排水事業について

下水道使用料の法的根拠とその基本的考え方

◎「下水道」は地方自治法第244条に規定する「公の施設」に該当

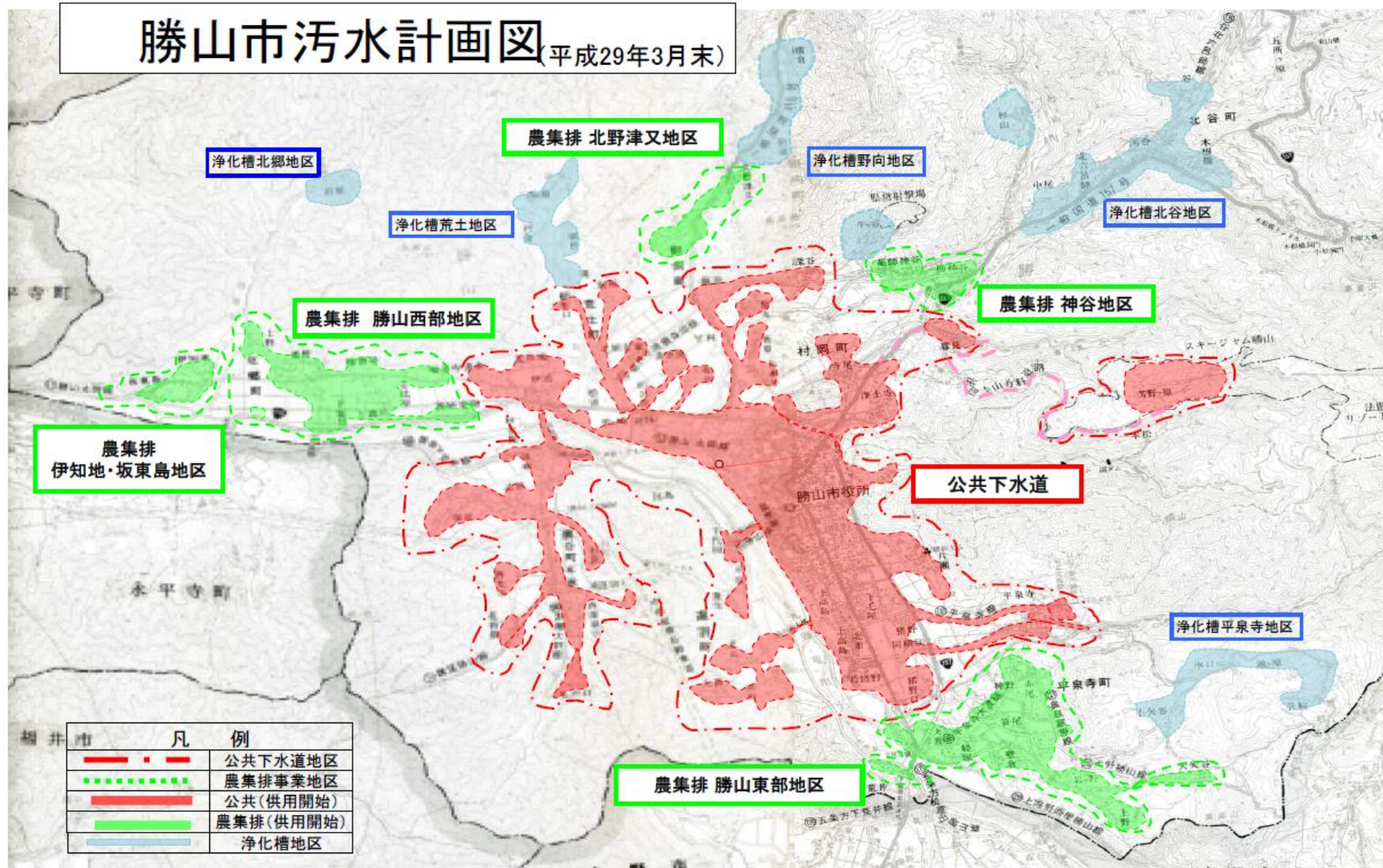
- ・利用につき使用料を徴収することができる(地方自治法第225条)
(下水道法第20条)

⇒「公の施設」の使用料は条例で定める(地方自治法第228条第1項)

◎下水道使用料は、

【能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること】
(下水道法第20条第2項第2号)

勝山市污水計画図(平成29年3月末)



凡	例
———	公共下水道地区
- - - - -	農集排事業地区
———	公共(供用開始)
———	農集排(供用開始)
———	浄化槽地区

下水道 所管：国土交通省

1. 公共下水道

主として、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道（勝山市は汚水と雨水を分けて処理する分流方式を採用）

（下水道法の適用）

- 2. 流域下水道：原則2以上の市町村の区域における下水を排除かつ終末処理場を有するもの
- 3. 都市下水路：主として市街地において専ら雨水排除を目的とするもの。処理場はない。

農業集落排水事業 所管：農林水産省

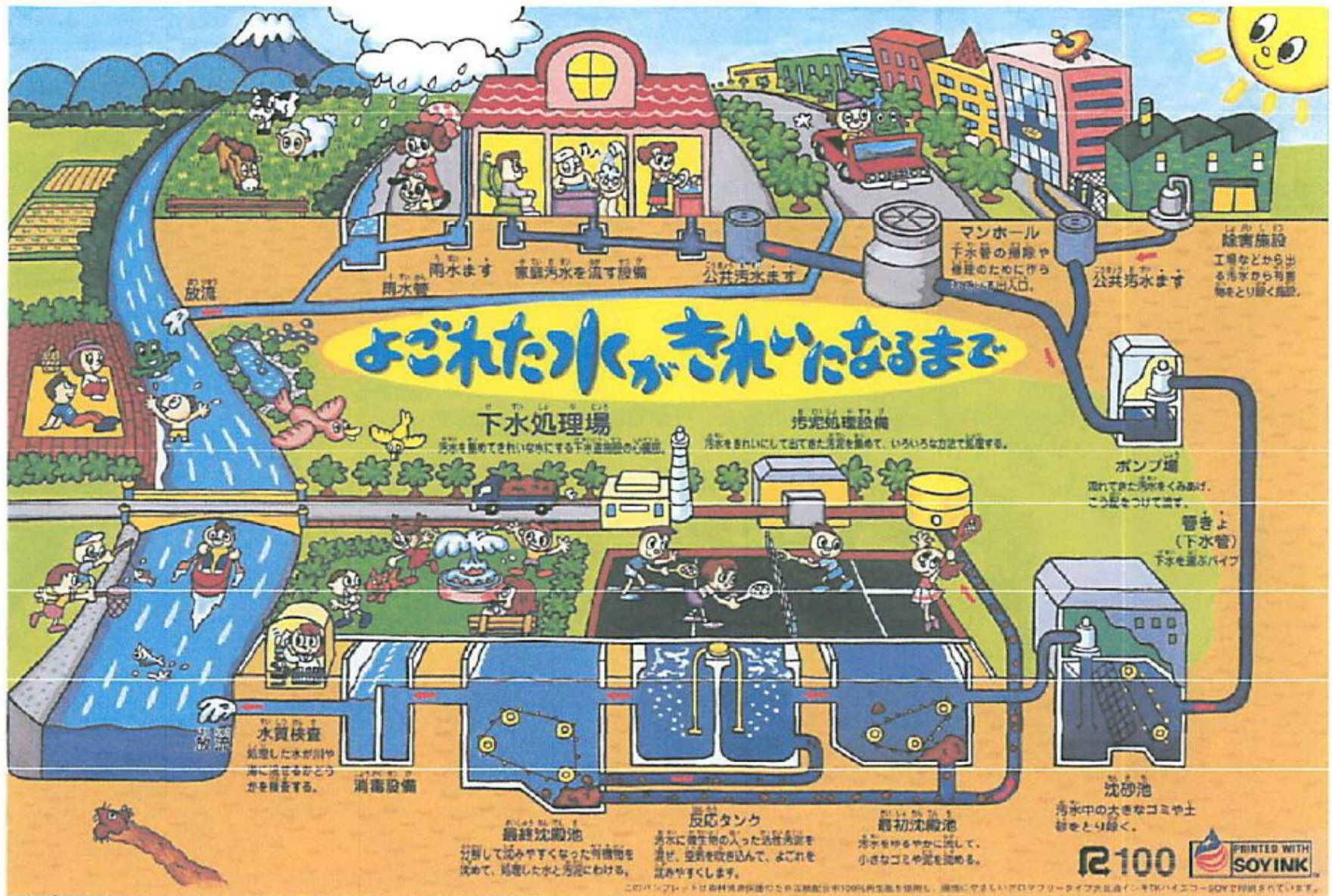
1. 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿や生活雑排水等を処理する施設やそこで発生した汚泥や処理水等の循環利用を目的とした施設等の整備。

（浄化槽法の適用 ----- 工場排水は除外）

農業振興地域内の集落、おおむね20戸以上

下水道のながれ



公共下水道の現況(平成29年3月末)

行政人口 (A)		23,978 人
全体計画区域内の行政人口		20,789 人
処理人口 (B)		20,380 人
下水道普及率 (B/A)		85.0%
水洗化人口 (E)		18,090 人
水洗化率 (E/B)		88.8%
認可処理面積 (C)		分流 (945.0ha)
処理面積 (供用面積)		815.9ha
認可処理能力 (日最大)		6池 18,500m ³ /日
現在処理能力 (日最大)		4池 13,000m ³ /日
流入実績 (日平均水処理量)		8,133m ³ /日
汚水管	認可延長	269,385m
	整備延長	236,779m
	残延長	32,606m
中継ポンプ		49箇所
全体事業費		29,242,511 千円

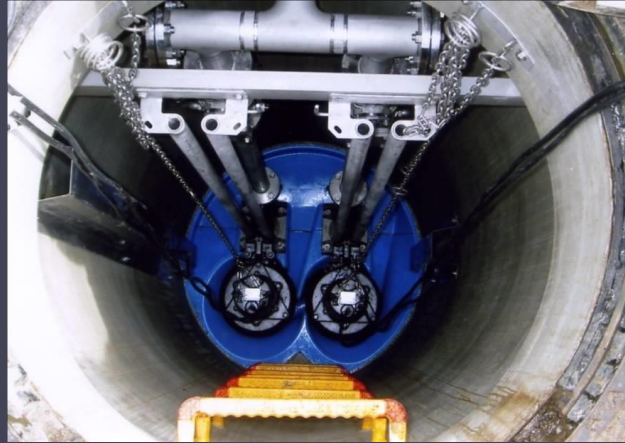
公共下水道処理施設(勝山浄化センター)



農業集落排水処理施設



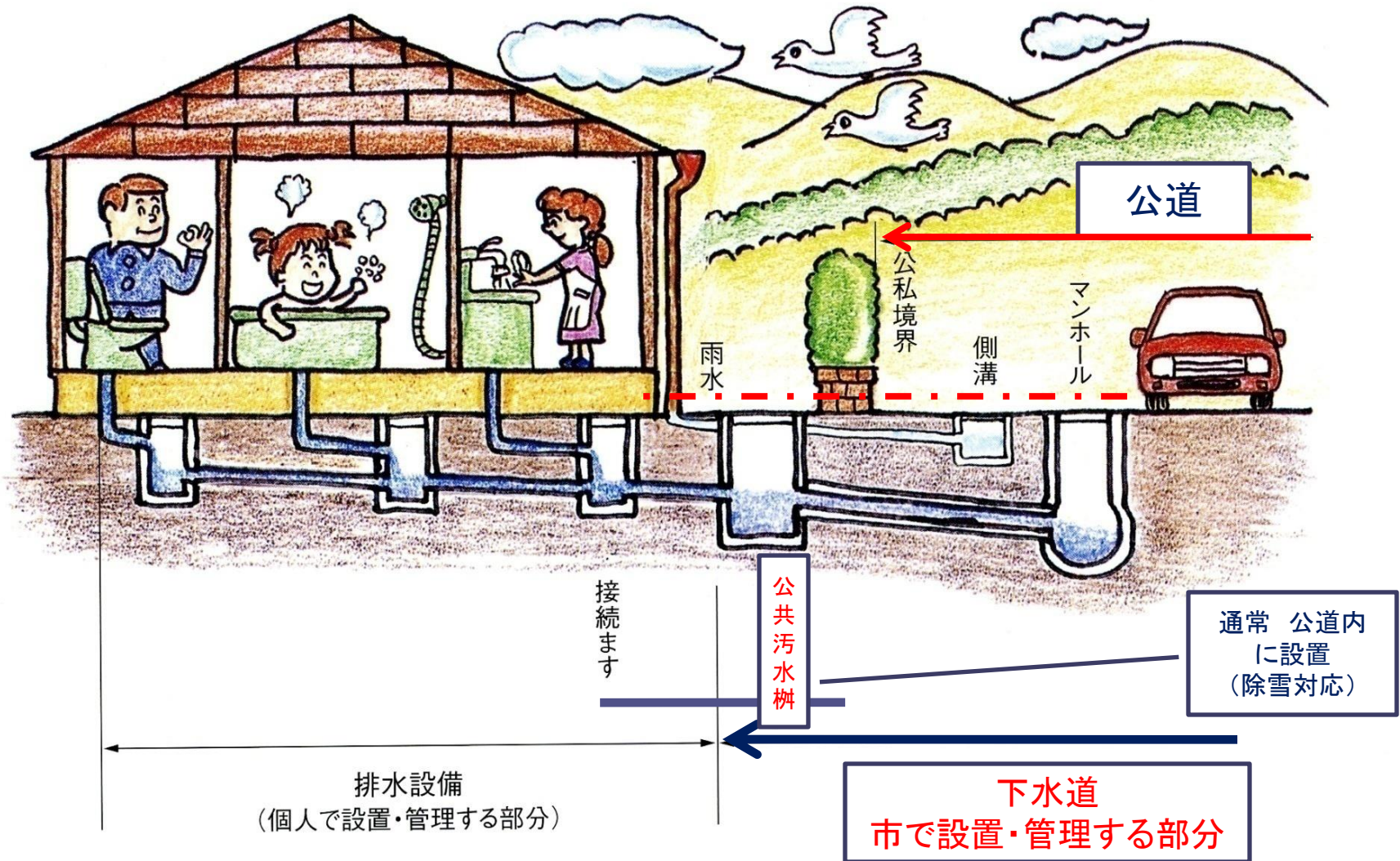
中継ポンプ



管渠布設状況



下水道の管理範囲



※雨水は下水道に流すことはできません。

勝山市公共下水道事業

1. 沿革

- ・昭和52年 2月 事業認可 市街地内の220haで事業着手
- ・昭和56年 6月 変更事業認可 275ha
- ・昭和56年 7月 勝山浄化センター建設着手 日本下水道事業団委託
- ・昭和57年10月 勝山市下水道条例及び勝山都市計画下水道受益者負担に関する条例の制定
- ・昭和60年 6月 変更事業認可 422ha
- ・昭和60年 6月 勝山浄化センター供用開始
処理能力 6, 500m³/日
- ・昭和63年 5月 勝山市公共下水道基本計画の変更
用途地域内と既存集落及びリゾート区域 885ha
- ・平成 元年 5月 変更事業認可 885ha
- ・平成 5年 7月 勝山浄化センター処理能力増設
9, 750m³/日
- ・平成 9年12月 勝山市公共下水道基本計画の変更
長尾山公園追加 970ha
- ・平成 9年12月 変更事業認可 885ha
長尾山公園を認可区域について
- ・平成10年10月 下水道使用料値上げ(10%)
- ・平成12年 7月 勝山浄化センター処理能力増設
13, 000m³/日

- ・平成15年 3月 勝山市公共下水道基本計画の変更
計画目標年次(H27)及び既存集落の見直し 970ha
- ・平成16年 5月 変更事業認可 970ha
既存集落の一部追加
- ・平成16年 7月 勝山浄化センター増設及び改築工事着手
機械濃縮設備(H16～18)、第1期改築更新(H16～20)
- ・平成21年 3月 変更事業認可 970ha
計画処理人口 22,000人
計画汚水量18,412m³/日、計画処理能力18,500m³/日
- ・平成21年 4月 勝山浄化センター包括的民間委託開始
- ・平成21年 6月 勝山浄化センター改築工事着手
第2期改築更新(H21～24)
- ・平成21年11月 上下水道料金審議会(上下水道料金の改定を答申)
- ・平成22年 4月 下水道使用料値上げ(平均12.5%)
- ・平成23年 3月 下水道使用料減免実施要綱改正
- ・平成24年 4月 三谷川河川整備事業着手
- ・平成25年 6月 勝山浄化センター改築工事着手
第3期改築更新(H25～28)
- ・平成25年 7月 変更事業認可
排水区域 汚水 945ha 雨水 441ha

2. 事業計画（平成25年7月変更事業認可）

変更事業認可年度	平成20年度	平成25年度
排除方式	分 流 式	
処理方式	標準活性汚泥法	
事業年度	S51～H24	S51～H31
処理区域面積	970ha	945ha
計画処理人口	22,000人	22,000人
計画汚水量	18,412m ³ /日	18,412m ³ /日
計画処理能力	18,500m ³ /日	18,500m ³ /日

3. H28年度末整備状況

	世帯数	人口	整 備 世 帯	整 備 人 口	供 用 世 帯	供 用 人 口	水洗化 戸数	水洗化 人口	水洗化率 (戸数)	水洗化率 (人口)
合 計	6,938戸	20,789人	6,811戸	20,380人	6,790戸	20,380人	6,016戸	18,090人	88.6%	88.8%

勝山市農業集落排水事業

1. 沿革

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・平成 3年 2月 勝山市農業集落排水事業整備基本計画の策定・平成 5年 4月 神谷地区事業採択 2集落(柗神谷、薬師神谷) 260人・平成 5年12月 勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例及び勝山市農業集落排水事業基金条例の制定・平成 7年 4月 北野津又地区事業採択 1集落(北野津又) 210人・平成 8年12月 勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例及び勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定・平成 9年 3月 神谷地区農業集落排水処理施設供用開始・平成 9年 4月 勝山西部地区事業採択 9集落(東野、下森川、上森川、志比原、新町、檜曾谷、上野、西妙金島、中清水) 1, 650人・平成11年 3月 北野津又地区農業集落排水処理施設供用開始・平成13年 4月 勝山東部地区事業採択 10集落(赤尾、笹尾、経塚、大渡、壁倉、岩ヶ野、笹尾、大矢谷、平泉寺町上野、下荒井) 1, 230人・平成15年 3月 勝山西部地区一部供用開始 (東野、下森川、上森川、志比原、新町 供用開始)・平成17年 3月 勝山西部地区供用区域変更(檜曾谷、上野 供用開始) | <ul style="list-style-type: none">・平成18年 3月 勝山西部地区全体供用区域(西妙金島、中清水 供用開始)・平成19年 3月<ul style="list-style-type: none">・伊知地・坂東島区事業採択 2集落(伊知地、坂東島) 870人・勝山東部地区一部供用開始 (赤尾、笹尾、経塚、大渡、壁倉、岩ヶ野 供用開始)・平成21年 3月 勝山東部地区全体供用開始(笹尾、大矢谷、平泉寺町上野、下荒井 供用開始)・平成21年11月 上下水道料金審議会(上下水道料金の改定を答申)・平成22年 4月 農業集落排水使用料値上げ(平均12.5%)・平成23年 3月 伊知地・坂東島地区一部供用開始 (伊知地、坂東島の一部)・平成24年 3月 ☆伊知地・坂東島地区全体供用開始 (伊知地、坂東島) |
|---|---|

農業集落排水事業の現況

平成29年3月末現在

地 区 名	受益面積	計画人口 (A)	人 口 (B)	整備人口 (C)	整備率 D=C/B	水洗化人口 (E)	水洗化率 (F)=E/C	備 考
神谷地区	10ha	260人	147人	147人	100.0%	147人	100.0%	計画日平均汚水量 70m ³ /日 計画日最大汚水量 86m ³ /日
北野津又地区	9ha	210人	131人	131人	100.0%	129人	98.5%	計画日平均汚水量 57m ³ /日 計画日最大汚水量 69m ³ /日
勝山西部地区	70ha	1,650人	1,048人	1,048人	100.0%	866人	82.6%	計画日平均汚水量 446m ³ /日 計画日最大汚水量 545m ³ /日
勝山東部地区	44ha	1,230人	752人	752人	100.0%	624人	83.0%	計画日平均汚水量 333m ³ /日 計画日最大汚水量 397m ³ /日
伊知地 坂東島地区	31ha	870人	783人	783人	100.0%	470人	60.0%	計画日平均汚水量 230m ³ /日 計画日最大汚水量 255m ³ /日
合計	164ha	4,220人	2,861人	2,861人	100.0%	2,236人	78.2%	

下水道使用料の比較

	8	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	200	400	600	1000		10m³	順位	25m³	順位	100m³	順位	
福井市	960			102		115		134				173		185		192		960	2	1,470	1	10,580	1
敦賀市	950			105		125		145		165		190	210				950	1	1,470	1	11,750	2	
小浜市	1,350	160	185		200		210					225					1,670	10	4,445	10	19,870	10	
大野市	1,400		150	160			170					180					1,400	9	3,700	9	16,200	9	
勝山市	1,230		130		150		170					195					1,230	8	3,180	8	15,330	7	
鯖江市	1,060		42	169		182					194		207			1,060	3	2,325	4	15,780	8		
あわら市	1,200		125		135		145					155					1,200	7	3,075	7	13,650	6	
越前市	1,100			133				162			177	192		206			1,100	4	1,765	3	12,900	3	
坂井市	1,100		120		130		150					170					1,100	4	2,900	5	13,600	4	
永平寺町	1,100		120		130		150					170			185		1,100	4	2,900	5	13,600	4	

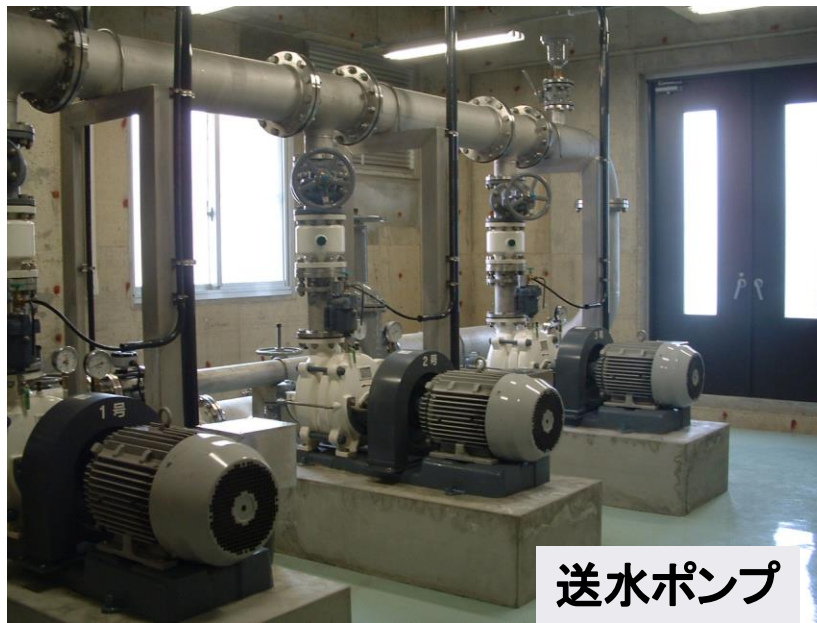
2. 勝山市の 上水道について

1. 水道の区分

区 分	名 称		定 義 及 び 規 模
水道法 (認 可)	水道用水供給事業		水道事業者に対して水道用水を供給する事業 (浄水の卸売)
	水道事業	上水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (末端給水) 計画給水人口 5, 0 0 1 人以上
		簡易水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (末端給水) 計画給水人口 1 0 1 人以上 5, 0 0 0 人以下 〈薬師神谷地区〉
小規模水道 維持管理 指導要綱 (届 出)	飲料水供給施設		人の飲用に供する水を供給する小規模な水道 (末端給水) 計画給水人口 5 1 人以上 1 0 0 人以下 〈暮見地区〉



立川水源地管理センター



送水ポンプ



遠方監視設備



遠方監視設備



片瀬配水池



平泉寺配水池



法恩寺配水池



赤尾・平泉寺配水池



水道管配管



耐震管配管

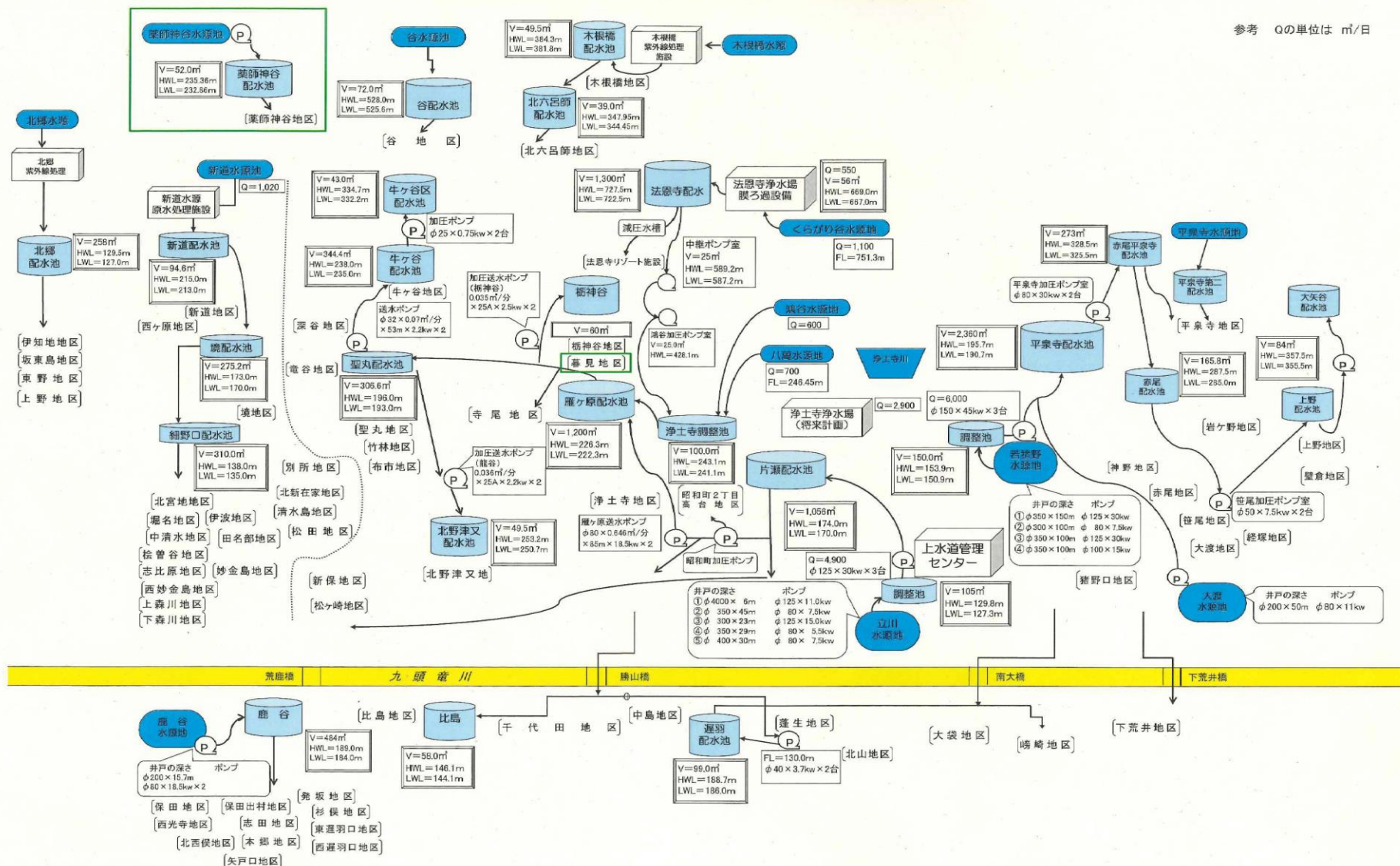
2. 沿革

・昭和34年 4月 創設事業 ・昭和40年 料金改定(引上率50%) ・昭和42年 料金改定(引上率10%) ・昭和44年 4月 第1次・第2次拡張事業 ・昭和45年 4月 第3次拡張事業 ・昭和50年 4月 第4次拡張事業 ・昭和50年 料金改定(引上率36%) ・昭和54年 料金改定(引上率11.1%) ・昭和54年10月 第4次拡張事業(変更) ・昭和56年 料金改定(引上率40%) ・昭和56年 7月 第4次拡張事業(2次変更) ・昭和61年 4月 第5次拡張事業 ・昭和61年 料金改定(引上率43.8%) ・平成 2年 4月 第6次拡張事業起工 ・平成 5年 4月 第6次拡張事業(変更) ・平成 9年 2月 第6次拡張事業(2次変更)	・平成10年 3月 第6次拡張事業(3次変更) 栃神谷地区の拡張 浄水方法を膜ろ過方式に変更 ・平成19年 4月 第7次拡張事業 若猪野水源の開発 鹿谷地区簡易水道の統合拡張 ・平成20年 4月 第7次拡張事業(変更) 平泉寺地区簡易水道の統合拡張 ・平成23年 4月 第8次拡張事業 谷、北野津又、薬師、北郷地区簡易水道統合拡張 木根橋、大矢谷、北六呂師、暮見地区飲料水供給施設 統合拡張 ・平成23年 料金改定(引上率6.3%) ・平成24年 料金改定(引上率6.3%) ・平成26年10月 第8次拡張事業(変更) 北六呂師への取水地点変更 ・平成28年3月 第8次拡張事業(変更) 北郷地区の取水地点の変更及び浄水方法の変更 紫外線処理方式
---	--

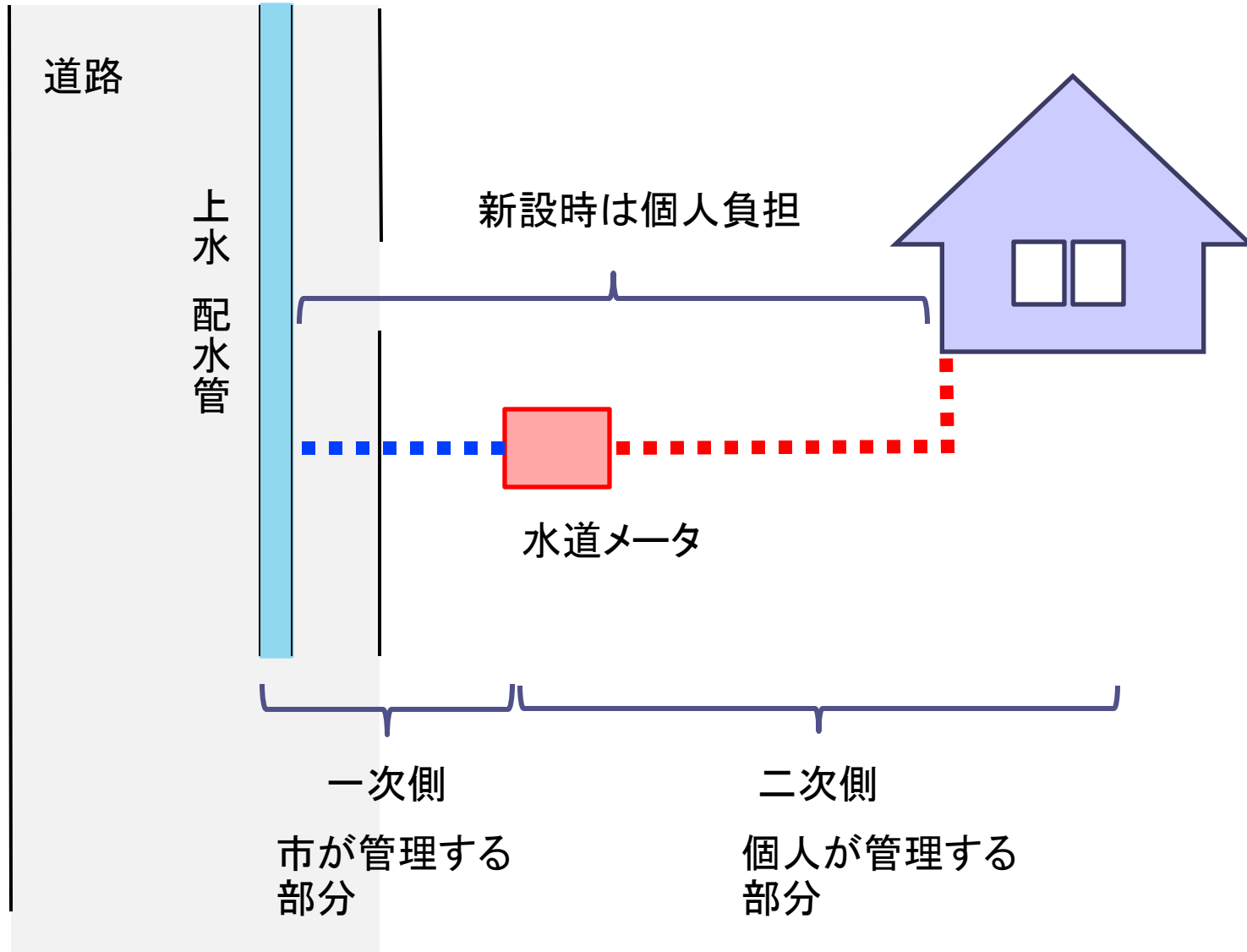
3. 簡易水道統合の状況

昭和51年度	片瀬地区簡易水道
昭和57年度	遅羽、大袋地区簡易水道
平成10年度	栃神谷地区簡易水道
平成20年度	鹿谷地区簡易水道
平成23年度	平泉寺地区簡易水道
平成24年度	木根橋地区飲料水供給施設
平成25年度	大矢谷地区飲料水供給施設
平成26年度	谷地区簡易水道
平成28年度	北野津又、北郷地区簡易水道 北六呂師地区飲料水供給施設
平成30年度	暮見地区飲料水供給施設 薬師神谷地区簡易水道

参考 Qの単位は $\text{m}^3/\text{日}$



6. 上水道の管理範囲



7. 上水道料金の比較

	8	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	200	300	600		10m ³	順位	25m ³	順位	100m ³	順位	
福井市	880			85		101		131		170				194			880	3	1,265	2	10,620	3
敦賀市	800			85			95					105				800	1	1,225	1	8,000	1	
小浜市	800	110	120		130						140					1,020	5	2,820	4	12,820	5	
大野市	1,500		165	210												1,500	10	3,850	10	19,950	9	
勝山市	1,150		120		135		140				165					1,150	8	2,950	6	13,250	6	
鯖江市	1,300		130			140					150			160		1,300	9	3,250	8	13,600	7	
あわら市	1,100		155														1,100	7	3,425	9	15,050	8
越前市	1,680		60	185			240				260				840	2	3,205	7	20,240	10		
坂井市	900		130														900	4	2,850	5	12,600	4
永平寺町	1,050		100														1,050	6	2,550	3	10,050	2